

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成28年12月20日（平成28年（行情）諮問第730号）

答申日：平成30年9月13日（平成30年度（行情）答申第225号）

事件名：特定法人が特定日に提出した報告書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定法人1が経済産業省に提出した以下に掲げる文書1ないし文書3（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表4に掲げる部分を開示すべきである。

文書1 特定日Aに提出した報告書（個人情報の保護に関する法律第32条の規定に基づくご報告～当社お客様情報の漏えいに関する調査結果と今後の再発防止策について～）

文書2 特定日Bに提出した報告書（個人情報の保護に関する法律第32条の規定に基づくご報告（最終報告書）～当社お客様情報の漏えいに関する調査結果と今後の再発防止策について～）

文書3 特定日Cに提出した報告書（個人情報の保護に関する法律第34条第1項の規定に基づく勧告に対する改善報告書）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月21日付け20160603公開経第1号により経済産業大臣（以下「経済産業大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

なお、別表2の不開示決定については、審査請求の対象としない。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 原処分における不開示理由は、文書1については、①「法人に関する情報であり、社内のセキュリティ上の機密に該当し、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法第5条第2号イに該当する」、②「法人に関する情報であり、一般に公開されていない社内の組織上の機密に該当し、公にされることが予定されていない情報のため、当該法人の権

利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり，法第5条第2号イに該当する」，③「資本関係のない第三者企業の情報については，営業上の機密に該当し，当該情報を公にすることにより，競合他社による当該法人の営業方針等の分析が可能となり，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり，法第5条第2号イに該当する」，④「公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持，刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，法第5条第4号に該当する」とし，文書2については，①「法人に関する情報であり，社内のセキュリティ上の機密に該当し，公にすることにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり，法第5条第2号イに該当する」，②「法人に関する情報であり，一般に公開されていない社内の組織上の機密に該当し，公にされることが予定されていない情報のため，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり，法第5条第2号イに該当する」，③「資本関係のない第三者企業の情報については営業上の機密に該当し，当該情報を公にすることにより，競合他社による当該法人の営業方針等の分析が可能となり，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり，法第5条第2号イに該当する」，④「公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持，刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，法第5条第4号に該当する」とし，文書3については，①「法人に関する情報であり，社内のセキュリティ上の機密に該当し，公にすることにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり，法第5条第2号イに該当する」，②「法人に関する情報であり，一般に公開されていない社内の組織上の機密に該当し，公にされることが予定されていない情報のため，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり，法第5条第2号イに該当する」とするものであり，それぞれ不開示とした本文，別紙，参考資料等の頁数を付記している。

イ しかしながら，本件開示請求は，行政手続法上の申請に該当するから，理由提示義務が存する（同法8条）。この理由提示は，処分庁の判断の慎重と公正妥当を担保して，その恣意を抑制するとともに，拒否の理由を申請者に知らせることによって，その不服申立てに便宜を与える趣旨である（最判昭和60年1月22日・民集39巻1号1頁）。そして，その理由提示の程度は，拒否処分の根拠規定を示すだけでは，それによって当該規定の適用の基礎になった事実関係をも当

然に知り得るような場合は別として十分ではなく、いかなる事実関係を認定して申請者が当該根拠規定に該当すると判断したかを具体的に記載することを要するのである（前掲最判昭和60年1月22日，最判平成4年12月10日・判時1453号116頁，最判平成23年6月7日・民集65巻4号2081頁）。

そして，内閣府情報公開・個人情報保護審査会においても，「行政文書の全部または一部を開示しない旨の決定通知書に付記すべき理由としては，開示請求者において，法5条各号の不開示情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず，単に不開示の根拠規定を示すだけでは，当該行政文書の種類，性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として，求められる理由付記としては十分とはいえない」としている（平成14年6月24日答申・平成14年度（行情）答申第75号，平成14年6月28日答申・平成14年度（行情）答申第85号）。

しかるに，本件における理由開示は，根拠規定及びその条文上の文言以外について，上記ア程度の事が記載されているにすぎず，要は法人に関する情報であって社内の機密等に関するものであることが記されているにすぎず，これではいかなる事実関係を認定して申請者が当該根拠規定に該当すると判断したかが具体的に記載されておらず，不服申立てにおいても，どのような事実が機密等に該当するかを知ることができないゆえ，攻撃・防御のしようがない内容となっているのである。

したがって，本件開示理由は，理由付記としては著しく不十分であり，違法・不当というべきである。

ウ 加うるに，本件における不開示の理由として，上記アのとおり，正当な利益を害するおそれ，支障を来すおそれがあるとされているが，かかる「おそれ」とは，当該情報の開示に伴って一般的類型的な支障が生ずる蓋然性だけでは足りず，当該情報を公にすることにより，当該情報に係る個々の法人等について，その権利，競争上の地位その他正当な利益が具体的に侵害される危険性が客観的に認められる場合であって，その危険性が法的保護に値する蓋然性のあることを要すると解すべきである。情報公開の性質上，当該情報の内容を明らかにすることができないとしても，当該情報を公にした場合の支障について，その内容，具体的な利益侵害に至るまでの機序とその可能性を主張・立証することは決して困難なことではない（東京地判平成19年9月28日，東京高判平成21年9月30日等）。

しかるに，原処分における不開示理由は，何故に不開示部分を開示

すると正当な利益が具体的に侵害される危険性が客観的に認められるのか、その危険性が法的保護に値する蓋然性のあるのかが不明であり、それが存在するかは極めて疑わしいというべきである。

特定法人2は、特定日Dに設けた個人情報漏えい事故調査委員会から個人情報漏えい事実に関する事実、原因、再発防止策についての報告書の提出を受けており、その要旨は添付資料のとおりであって、特定日E、特定法人2より、「個人情報漏えい事故調査委員会による調査結果のお知らせ」としてウェブサイトで公表している。

(以下、当該「お知らせ」の要旨省略)

そうすると、上記本件事故、犯罪事実の内容、本件事故発生当時の情報セキュリティの状況、不正行為を防げなかった様々な問題点、再発防止策とした考えられるものの内容は、特定法人2自らがインターネットに公表しているのであり、本件不開示部分を開示することによって、特定法人2グループの正当な利益が害されたり、公訴の維持に支障を来すおそれが生じるとは考えがたい(ちなみに、刑事事件は既に一審で有罪判決が出ており、不開示部分の公表により刑事事件に出ていない新たな事実が出てくることはない。)

したがって、本件不開示部分の公表により、当該情報に係る特定法人1等について、その権利、競争上の地位その他正当な利益が具体的に侵害される危険性が客観的に認められ、その危険性が法的保護に値する蓋然性があるとはいえないし、公訴の維持に支障を来すおそれがあるとも解されない。

(添付資料省略)

エ 以上の次第であるから、原処分は取り消されるべきである。

(2) 意見書1

ア 不開示理由の付記について

処分庁は、「本件不開示理由には、具体的な条文条項が特定されていて、号数や同一の号数に複数類型が存する場合はイ等まで特定されている。さらに、特定された条項に該当する理由も記載されている。また、本件対象文書の不開示箇所を示す頁番号と位置も特定されている。」と主張するが、上記(1)イのとおり、本件不開示理由は、理由付記としては著しく不十分であり、違法・不当というべきである。

イ 不開示情報への該当について

(ア) 処分庁は、「法人及び代表者の印影については、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当する。」と主張する。

上記印影の非開示については、不服がないので、上記主張は争わない。

(イ) 処分庁は、下記第3の3(2)イのとおり主張する。

しかしながら、本件における正当な利益を害するおそれとは、上記(1)ウのとおりである。

しかるに、情報システムの仕様情報、情報システムの運用情報、セキュリティ対策情報等の非公開情報であり、社内のセキュリティ上の機密に該当し、かつ機密情報を守るための情報に該当するというのみでは、本件対象文書中の情報の内容が一切明らかにされていないので、その内容、具体的な利益侵害に至るまでの機序とその可能性を主張・立証したとはいえない。

情報システムの仕様、運用、セキュリティ対策といっても、その内容は様々であり、秘密性の程度も様々である。何故に不開示部分を開示すると正当な利益が具体的に侵害される危険性が客観的に認められるのか、その危険性が法的保護に値する蓋然性のあるのかが不明であり、それが存在するかは極めて疑わしいというべきである。

そもそも、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）に基づく個人情報の保護は、各企業がそれぞれの方針に基づき個別に仕様・運用を決定し、セキュリティ対策を図ればよいというものではない。経済産業省は、同法に基づき、事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する具体的な活動を支援する具体的な指針としてガイドライン（別添資料。省略。）を作成している。経済産業省が上記ガイドラインを作成したのは、同法32条（報告の徴収）、同法33条（助言）、同法34条（勧告及び命令）等の行政上の措置を行うに当たっての指針を定めたものである。

このガイドラインでは、「しなければならない」と定めたものに違反した場合には、個人情報保護法34条の勧告・命令を発動することとなるが、「望ましい」とされていることを行っていない場合は、直ちには勧告・命令をなすべき場合には当たらず、同法33条の「助言」等をなすべき場合に該当することになるとされている。

ガイドラインにおける「しなければならない」の記載に該当するのは、次項に記載したその具体的内容中、「講じなければならない」、「講じるものとする」などと解される。そして、「講じているとはいえない場合」として具体的に記載された事例及びそれと同等の事例も、ガイドライン上、違法な行為に該当することになる。

これに対して、「望ましい」とされている措置は、ガイドライン上違法な行為に該当せず、あるべき措置として助言の対象となるのが原則である。

しかし、「講じなければならない事項」として特定の項目（例えば、個人情報保護法20条関係での、「個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用」。）を挙げた上、各項目について、「各項目を実践するために講じることが望まれる手法の例示」（例えば、「個人データの安全管理に関する従業員の役割・責任を職務分掌規程，職務権限規程等の内部規定，契約書及び職務記述書等に具体的に定めること」）が挙げられている場合，後者の例示の措置を実践していないことがガイドライン上直ちに違法な事案には当たらないと解することはできない。

なぜなら，上記「望まれる手法としての例示」の措置を実行しない結果，「講じなければならない事項」を実行していないことになる場合には，ガイドライン上違法という評価をせざるを得ないことになるからである。結局，「望まれる手法の例示」として挙げられている措置そのものを全ての業者が常に行う必要はないが，その場合には，それと同等の措置を講じることにより，「講じなければならない事項」を実行する必要があると解すべきなのである（このことは，上記ガイドラインが「事例として記述した部分は，理解を助けることを目的として，該当する事例及び該当しない事例のそれぞれにつき，典型的な例を示すものであり，すべての事案を網羅することを目的とするものではない」との記載からも明らかである。）。

上記ガイドラインは，経済産業省が行政上の措置をとる場合の指針として公表されており，個人情報取扱事業者として遵守すべき義務，すなわち個人情報保護法上の事業者の責務（作為義務）を形成するものであることは明らかである。

本件に関し，経済産業省が特定法人1に対し，個人情報保護法34条の勧告をしたのは，同省として，特定法人1に同法及びガイドライン違反があると判断したためである。

そうすると，企業が情報システムの仕様情報，情報システムの運用情報，セキュリティ対策情報等を独自に決定することが認められているわけではなく，上記公開されているガイドラインに基本的な方針は従い，細部の運用について一定の裁量が許されているにすぎない。

本件対象文書のうち，情報漏えいに関する調査結果は，過去の情報管理運用システムの不備の問題であり，既に改善対策が実施されているものであるから，これを開示しても今後のセキュリティ上の機密に当たるとはいえず，特定法人1の正当な利益を侵害するものではない。今後の改善策についても，基本的には上記ガイドラインに即したものであり，かつ，その概要については特定法人1自身が

ウェブサイト上に繰り返し公開しているのであるから、開示してもその大部分は支障がないはず（具体的な支障が立証された部分のみを非開示とすればよい。）である。

したがって、上記不開示情報は法5条2号イに該当するとはいえないから、本件不開示は違法・不当である。

(ウ) 処分庁は、下記第3の3(2)ウのとおり主張する。

しかしながら、前述したように、本件における正当な利益を害するおそれ、支障を来すおそれとは、当該情報を公にすることにより、当該情報に係る個々の法人等について、その権利、競争上の地位その他正当な利益が具体的に侵害される危険性が客観的に認められる場合であって、その危険性が法的保護に値する蓋然性のあることを要すると解すべきである。情報公開の性質上、当該情報の内容を明らかにすることができないとしても、当該情報を公にした場合の支障について、その内容、具体的な利益侵害に至るまでの機序とその可能性を主張・立証することは決して困難なことではない。

処分庁は、規程、契約書及び営業ノウハウ等の非公開情報であり、社内の組織上の機密に該当し、こうした情報の開示は、特定法人1の組織・経営の根本方針が明らかになるとともに、特定法人1における重要事項に関する意思決定手続、内容等が明らかになることにつながると主張するが、これでは本件対象文書中の内容（引用は不要だが、概要は明らかにする必要がある。）、具体的な利益侵害に至るまでの機序とその可能性を主張・立証したとはいえない。規程、契約書及び営業ノウハウ等といってもその内容は様々であるところ、その内容を一切主張しないというのでは、具体的な利益侵害に至るまでの機序、その可能性を主張・立証したことには到底ならない。

本件対象文書は、いずれも経済産業大臣に対し、個人情報保護法32条の規定に基づき、情報漏えいに関する調査結果、再発防止策を記載したものであるところ、処分庁は、これらは組織上の機密に該当し、特定法人1の組織・経営の根本方針が明らかになるとともに、特定法人1における重要事項に関する意思決定手続、内容等が明らかになることにつながるといえるが、上記規程、契約書及び営業ノウハウ等も、個人情報の管理に関するものである限り、自由に決定することが認められているわけではなく、上記公開されているガイドラインに基本的な方針は従い、細部の運用について一定の裁量が許されているにすぎない。もっとも、個人情報管理と全く無関係な契約内容、営業ノウハウがあれば別であるが、3つの報告書の趣旨からみてそのようなものが記載してあるとは考え難いし、仮にそのような部分があればその部分のみを非開示とすれば足りるはずで

ある。

したがって、上記情報は法5条2号イに該当するとはいえないから、本件不開示は違法・不当である。

(エ) 処分庁は、下記第3の3(2)エのとおり主張する。

しかしながら、原処分における不開示の理由として、正当な利益を害するおそれ、支障を来すおそれがあるとされているが、かかる「おそれ」とは、上記(1)ウのとおりである。

処分庁は、契約等に関する第三者企業の情報を公開すると競合他社による第三者企業の経営方針等の分析が可能となる、第三者企業の名称及び情報を開示すると風評被害により事業活動が困難となる、第三者企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害すると主張するが、これでは当該情報を公にした場合の内容、具体的な利益侵害に至るまでの機序とその可能性を主張・立証したとはいえない。契約等といってもその内容は様々であるところ、その内容を一切主張しないというのでは、具体的な利益侵害に至るまでの機序、その可能性を主張・立証したことには到底ならない。

また、第三者企業というが、処分庁の主張する①情報システムに関する調査を依頼した法人、②特定法人1が保有している顧客情報を利用した法人及び③特定法人1が業務委託をしている法人からさらに直接間接に業務を受託している「資本関係のない第三者企業」では利害状況がそれぞれ異なり、それぞれ別々に主張する必要がある。①の調査を依頼した法人についての契約等の情報を開示したところで、経営方針の分析、風評被害等が生じるおそれがあるとは考え難い。②の顧客情報を利用した法人については、経営方針の分析は問題にならないであろうし、風評被害についても、既にかんりの法人名が公開されており、それらの法人に風評被害が生じた形跡はないし、具体的にそのおそれがある場合のみ、法人名等を不開示とすれば足りるはずである。③の特定法人1が業務委託をしている法人からさらに直接間接に業務を受託している「資本関係のない第三者企業」は、契約等の情報を開示したところで、経営方針の分析、風評被害が生じるおそれがあるとは考えがたく、特定個人が所属した法人が特定されることもないといえよう。仮に、万が一特定される可能性があるとするれば、当該会社に関する情報の会社名、住所、代表者名のみを非開示とすれば足りるはずである。

したがって、上記情報は法5条2号イに該当するとはいえないから、本件不開示は違法・不当である。

(オ) 処分庁は、下記第3の3(2)オのとおりと主張する。

これについても、前述したように、当該情報を公にした場合の支

障について、その内容、具体的な利益侵害に至るまでの機序とその可能性を主張・立証する必要があるところ、内容を一切明らかにしないまま警察内部の捜査手法が明らかになると主張するのみでは不十分であることが明らかである。

仮に、警察内部の捜査手法が明らかになる等のおそれが具体的にある記載部分があるのであれば、そのみを非開示とすれば足り、上記全部を非開示とする理由はない。

したがって、上記情報は法5条4号該当するとはいえないから、本件不開示は違法・不当である。

ウ 公開済みの事故調査報告書に関して

処分庁は、下記第3の3（3）イ及びウのとおり主張する。

しかしながら、調査報告書から非開示とされた情報が削除されているとしても、主要部分は開示されているのであるから、本件対象文書の開示において、特定法人2が自らウェブサイトに公開した内容と同程度のものを開示することが法人の正当な利益を害し、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。

審査請求書に公開済みの事故調査報告書を添付し、上記主張をしたのは、上記第2の2（2）イの主張が入れられなかった場合に備えての予備的主張である。

(3) 意見書2

ア 上記（2）イの意見書1に係る法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないことについての補足

本件対象文書に記載された情報セキュリティは、特定法人2が自ら公開済みの事故調査報告書によりその問題点を詳細に指摘され、その再発防止策についての提言を受けて新たな情報セキュリティを構築する以前の過去のものである。様々な不備・欠陥が存在した過去の情報セキュリティの内容を公開したからといって、現在の再構築された情報セキュリティに悪影響が生じるおそれはない。しかも、情報セキュリティについては、経済産業省が平成21年10月9日にガイドラインを公表し、事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、個人データの管理の手法について「しなければならないもの」、「することが望ましいもの」などを具体的に例示しており、多くの事業者はこのガイドラインに準拠して情報セキュリティを行っているのであるから、一般的な情報管理の手法については事業者内では公知の事実となっており、基本的な手法は定型化されているのであり、業界として整備すべき水準も明らかになっている。そうすると、未整備、欠陥が存在したため再構築を終える前に存在した過去の情報セキュリティが開示されたとしても、特別の保護を与え

るべき秘密性を有しているノウハウとはいえず、客観的に見て保護に値する利益とはいえないというべきである。

したがって、特定法人1の情報管理体制について、未整備、欠陥が存在したため再構築を終える前に存在した過去の情報セキュリティが開示されたとしても、それが特別の保護を与えるべき秘密性を有しているノウハウとはいえず、これによって特定法人1が受ける不利益は極めて低いというべきである。

イ 本件対象文書の開示により、刑事事件への悪影響を生じるおそれがないことについて

特定個人を被告人とする刑事事件については、事実認定をめぐる事実審は終了しているので、本件対象文書が提出されたとしても、刑事事件に対する悪影響のおそれはない。

(添付資料省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 本件請求文書の開示請求に対し、処分庁は、該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成28年6月21日付け20160603公開経第1号をもって、一部開示とする原処分を行った。

(2) これに対して、本件開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)4条1号の規定に基づき、平成28年9月21日付けで、諮問庁に対して、原処分で不開示とした部分について、その取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

2 原処分及びその理由

処分庁は、本件対象文書のうち、法5条2号イ及び4号に該当する部分を不開示とし、その他の部分を開示する旨の決定を行った。

原処分において、不開示とした部分(以下「原処分不開示部分」という。)とその理由は、別表1のとおりである。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分不開示部分について、不開示理由の付記が不十分であり、また、原処分不開示部分の公表により、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が具体的に侵害される危険性が客観的に認められ、その危険性が法的保護に値する蓋然性があるとはいえず、控訴の維持に支障を来すおそれがあるとも解されないとして不開示情報には該当しない旨主張しているため、不開示理由の付記と原処分不開示部分が法5条2号イ及び4号に該当するか否かについて、以下、具体的に検討する。

(1) 不開示理由の付記について

原処分不開示理由には、具体的な条文条項が特定されていて、号数や

同一の号数に複数類型が存する場合はイ等まで特定されている。さらに、特定された条項に該当する理由も記載されている。また、本件対象行政文書の不開示箇所を示す頁番号と位置も特定されている。

したがって、理由付記について違法はない。

(2) 不開示情報への該当について

- ア 法人及び代表者の印影については、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当する。
- イ 別表1の1ないし3の各2番目の項に示す箇所については、特定法人に関する情報であり、情報システムの仕様情報、システム運用情報、セキュリティ対策情報等の非公開情報であり、社内のセキュリティ上の機密に該当する。社内のセキュリティ上の機密は、特定法人が情報セキュリティ対策をどのように施し、また施すかは、それ自体、情報として重要であるのみならず、特定法人が保有する機密情報を守るための情報という性質をも併せ持つものである。当該機密の開示は、特定法人が保有する他の事業上の情報に対する危害の可能性を大きくすることにつながり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当する。
- ウ 別表1の1ないし3の各3番目の項に示す箇所については、特定法人に関する情報であり、規程、契約書、営業ノウハウ等の非公開情報であり、社内の組織上の機密に該当する。こうした情報の開示は、特定法人の組織・経営の根本方針が明らかになるとともに、特定法人における重要事項に関する意思決定の手續、内容等が明らかになることにつながることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当する。
- エ 別表1の1及び2の各4番目の項に示す箇所については、特定法人が情報システムに関する調査を依頼した法人、特定法人が保有している顧客情報を利用した法人及び特定法人が業務委託をしている法人からさらに直接間接に業務を受託している「資本関係のない第三者企業」における契約等の非公開情報である。契約書類等は第三者企業の秘密情報であり、公にすることにより、競合他社による当該第三者企業の経営方針等の分析が可能となる。また、本件事案に関与した資本関係のない第三者企業の名称及び情報を開示すると、当該第三者企業の帰責性の有無にかかわらず、風評被害により事業活動が困難となる。当該第三者企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当する。
- オ 別表1の1及び2の各5番目の項に示す箇所については、公にすることにより、警察内部の捜査手法が明らかになる等捜査に支障を及ぼ

すおそれがあるものである。公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号に該当する。

したがって、原処分不開示部分を不開示とした原処分は妥当である。

(3) 不開示情報への非該当について（公開済みの事故調査報告書に関して）

ア 審査請求書で挙げられている平成26年9月25日付け「個人情報漏えい事故調査委員会による調査報告について」（以下「調査報告書」という。）は、当該文書でも記載されているように、事故調査委員会から調査報告を受けてその概要を報告したものである。

イ 事故調査委員会からの報告には、特定法人1社内のセキュリティ上の機密、社内の組織上の機密等に係るものが多く含まれ、調査報告書からは非開示とした情報が削除されており、本件不開示情報が特定法人2自らがインターネットに公表しているとの指摘は当たらない。

ウ 本件不開示情報を公にすることは、調査報告書を超える詳細な情報を開示することになり、上記(2)で述べたように「法人の正当な利益を害するおそれ」、「公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれ」が生じることとなる。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|----------------|
| ① | 平成28年12月20日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成29年1月20日 | 審議 |
| ④ | 同年2月24日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ⑤ | 同年6月6日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑥ | 平成30年6月19日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑦ | 同年9月11日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、特定法人1から経済産業省に提出された文書1ないし文書3の3文書である。

審査請求人は本件対象文書の不開示部分（原処分不開示部分）のうち、別表2に掲げる部分を除く部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性につ

いて検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 法5条2号イ該当性について

本件不開示部分のうち、別表3に掲げる部分を除く部分には、特定法人1及び関係法人等の情報システムの使用及び運用、情報セキュリティに関する事項、一般に公表されていない当該各法人の内部規定及び営業ノウハウ並びに第三者企業との委託契約の内容等が記載されていることが認められる。

当該部分のうち、別表4の番号1欄に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、当該各法人の組織上の内部管理情報、具体的な経営方針及び意思決定の手續並びに契約内容等が明らかとなり、当該各法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別表4の番号1欄に掲げる部分については、本件対象文書において開示されている情報と同旨であり、これを公にしたとしても、当該各法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

(2) 法5条4号該当性について

本件不開示部分のうち、別表4の番号2欄に掲げる部分については、特定法人1及び2が相談した警察の名称であり、既に本件事案に係る刑事手続が終了しており、これを公にしたとしても、警察内部の連携等の捜査手法が明らかになる等捜査に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、法5条4号に該当せず、開示すべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イ及び4号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表4に掲げる部分を除く部分は、同条2号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表4に掲げる部分は、同条2号イ及び4号のいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別表 1

- 1 特定日 A に提出した報告書（個人情報の保護に関する法律 32 条の規定に基づくご報告～当社お客様情報の漏えいに関する調査結果と今後の再発防止策について～）

不開示とした理由	不開示とした部分	
	頁	行
法人（及びその代表者）の印影については、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法 5 条 2 号イに該当するため不開示とした。	表紙	表紙の印影部分
法人に関する情報であり、社内のセキュリティ上の機密に該当し、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法 5 条 2 号イに該当するため不開示とした。	1 3	1 7 行目ないし 2 7 行目
	1 7	2 行目ないし 3 4 行目
	1 8	全て
	1 9	1 行目ないし 5 行目
	2 0	1 2 行目ないし 1 4 行目
	2 3	1 9 行目ないし 2 4 行目、 3 0 行目ないし 3 1 行目
法人に関する情報であり、一般に公開されていない社内の組織上の機密に該当し、公にされることが予定されていない情報のため、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法 5 条 2 号イに該当するため不開示とした。	2	1 4 行目ないし 2 2 行目
	1 1	1 6 行目
	1 3	1 0 行目及び 1 1 行目
	1 4	4 行目及び 9 行目ないし 1 2 行目
	1 5	1 2 行目ないし 1 6 行目、 1 8 行目、1 9 行目ないし 2 1 行目及び 2 6 行目
	1 9	7 行目、1 2 行目ないし 1 5 行目、 1 8 行目及び 1 9 行目
	参考資料	別紙 3 ないし別紙 6
資本関係のない第三者企業の情報については、営業上の機密に該当し、当該情報を公にすることにより、競合他社による当該法人の営業方針等の分析が可能となり、当該法人の権利、競争上	9	表の一部分
	2 1	表の一部分

の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり，法5条2号イに該当するため不開示とした。		
公にすることにより，犯罪の予防，鎮圧又は捜査，公訴の維持，刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり，法5条4号に該当するため不開示とした。	6	表の一部
	7	表の一部

2 特定日Bに提出した報告書（個人情報の保護に関する法律32条の規定に基づくご報告（最終報告書）～当社お客様情報の漏えいに関する調査結果と今後の再発防止策について～）

不開示とした理由	不開示とした部分	
	頁	行
法人（及びその代表者）の印影については，公にすることにより，偽造されるおそれがある等，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり，法5条2号イに該当するため不開示とした。	表紙	表紙の印影部分
法人に関する情報であり，社内のセキュリティ上の機密に該当し，公にすることにより，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり，法5条2号イに該当するため不開示とした。	2	6行目
	4	29行目の下部分
	5	5行目ないし9行目
	8	1.（2）表の一部
	10	3行目，5行目ないし10行目，12行目，＜システム概要＞の下部分，14行目ないし21行目
	11	1行目ないし20行目及び23行目
12	15行目（左側）及び30行目	
15	6行目ないし8行目，19行目ないし21行目，23行目ないし26行目，30行目，33行目及び35行目ないし41行目	

	1 6	1 行目ないし 3 0 行目, 3 2 行目及び 3 4 行目ないし 4 1 行目
	1 7	1 行目ないし 8 行目, 1 6 行目ないし 2 4 行目及び 2 5 行目 (左側)
	1 8	2 3 行目ないし 3 5 行目及び 3 7 行目ないし 4 0 行目
	1 9	全て
	2 0	1 行目ないし 1 8 行目
	2 1	1 行目 (左側), 2 行目, 3 行目, 1 0 行目ないし 1 7 行目, 1 9 行目及び 2 0 行目
	2 4	2 7 行目及び 2 8 行目
	2 6	8 行目, 9 行目, 1 2 行目, 1 3 行目, 1 5 行目及び 3 4 行目
	2 7	1 3 行目, 1 4 行目, 1 6 行目ないし 2 3 行目, 2 5 行目ないし 2 9 行目, 3 1 行目ないし 3 4 行目, 3 6 行目ないし 3 8 行目, 4 0 行目及び 4 1 行目
	2 8	3 行目ないし 5 行目, 1 0 行目ないし 1 3 行目, 1 7 行目ないし 2 0 行目, 2 6 行目及び 2 7 行目
	2 9	1 0 行目ないし 3 3 行目, 3 5 行目, 3 6 行目, 4 0 行目及び 4 1 行目
	3 0	1 行目ないし 1 3 行目
	3 1	2 行目
	3 3	1 5 行目, 1 6 行目, 1 8 行目, 2 0 行目, 2 1 行目, 2 3 行目ないし 2 8 行目及び 3 6 行目ないし 3 9 行目

	34	6行目, 36行目
	39	39行目
	40	1行目ないし7行目
	41	27行目, 28行目, 31行目, 32行目及び34行目ないし36行目
	42	2行目, 3行目, 8行目ないし10行目及び14行目ないし19行目
法人に関する情報であり, 一般に公開されていない社内の組織上の機密に該当し, 公にされることが予定されていない情報のため, 当該法人の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり, 法5条2号イに該当するため不開示とした。	1	19行目, 20行目及び27行目ないし29行目
	2	14行目
	4	19行目ないし24行目
	5	1行目, 20行目及び21行目
	7	2行目, 1.(1)表の一部分, 3行目及び1.(2)表の一部分(但し, 同表の最下部を除く)
	12	17行目ないし21行目
	13	1行目ないし7行目, 12行目, 13行目, 15行目, 16行目, 18行目, 20行目, 22行目, 24行目, 25行目, 29行目, 30行目及び表の一部分
	14	1行目, 8行目及び26行目ないし31行目
	17	10行目, 25行目(左側)及び26行目ないし41行目
	18	1行目ないし4行目, 6行目ないし8行目及び10行目ないし17行目
	20	20行目ないし29行目及び34行目ないし39行目
	21	1行目(左側), 4行目ない

		し 8 行目, 2 1 行目ないし 2 5 行目, 2 9 行目, 3 2 行目ないし 3 4 行目, 3 6 行目及び 3 7 行目
	2 2	1 行目ないし 6 行目, 9 行 目ないし 1 4 行目, 1 6 行 目ないし 2 0 行目, 2 2 行 目ないし 3 0 行目, 3 4 行 目ないし 3 9 行目及び 4 1 行目
	2 3	1 行目ないし 6 行目, 8 行 目ないし 1 0 行目, 1 9 行 目ないし 3 3 行目, 3 6 行 目及び 3 7 行目
	2 4	5 行目ないし 1 1 行目及び 3 1 行目ないし 3 9 行目
	2 5	1 行目ないし 2 3 行目
	2 6	1 6 行目ないし 1 8 行目, 3 0 行目及び 3 1 行目
	2 7	1 0 行目ないし 1 2 行目
	2 8	1 4 行目, 2 2 行目及び 2 8 行目ないし 2 9 行目
	3 0	1 7 行目, 2 5 行目, 2 6 行目及び 3 7 行目
	3 1	6 行目ないし 8 行目, 1 1 行目, 1 2 行目, 2 4 行 目, 2 8 行目, 3 0 行目, 3 4 行目及び 3 7 行目ない し 4 1 行目
	3 2	1 行目ないし 7 行目, 1 6 行目ないし 1 8 行目及び 3 2 行目
	3 4	1 1 行目ないし 1 5 行目, 3 3 行目, 3 4 行目, 3 6 行目 (右側), 3 7 行目及び 3 9 行目ないし 4 1 行目
	3 5	3 行目ないし 7 行目, 9 行 目ないし 1 1 行目, 2 1 行

		目及び22行目
	37	14行目及び24行目
	38	1行目ないし3行目及び34行目
	39	1行目ないし6行目, 20行目, 21行目, 26行目及び27行目
	40	18行目, 19行目, 23行目ないし25行目及び35行目ないし39行目
	41	1行目, 6行目, 7行目, 21行目, 22行目, 39行目及び40行目
	42	38行目ないし40行目
	43	1行目, 2行目, 5行目及び11行目ないし13行目
	44	22行目及び26行目
	参考資料	資料13ないし資料27
資本関係のない第三者企業の情報については、営業上の機密に該当し、当該情報を公にすることにより、競合他社による当該法人の営業方針等の分析が可能となり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当するため不開示とした。	3	図の一部
	11	26行目ないし30行目及び31行目の下部分
	12	3行目, 4行目, 4行目の下部分, 5行目ないし11行目, 13行目及び15行目(右側)
	24	12行目ないし24行目
	参考資料	資料5ないし資料12
公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号に該当するため不開示とした。	7	1.(2)の表の下から2欄目

3 特定日Cに提出した報告書（個人情報の保護に関する法律34条1項の規定に基づく勧告に対する改善報告書）

不開示とした理由	不開示とした部分	
	頁	行
法人（及びその代表者）の印影については、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当するため不開示とした。	表紙	表紙の印影部分
法人に関する情報であり、社内のセキュリティ上の機密に該当し、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当するため不開示とした。	4	10行目ないし14行目、 27行目、28行目及び31行目ないし36行目
	5	10行目ないし12行目
	8	17行目ないし20行目
	9	13行目ないし17行目、 27行目ないし29行目、 31行目ないし36行目
	10	2行目、3行目、6行目ないし14行目及び27行目 ないし41行目
	11	1行目ないし10行目
	参考資料	別紙2の表の一部
法人に関する情報であり、一般に公開されていない社内の組織上の機密に該当し、公にされることが予定されていない情報のため、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当するため不開示とした。	5	24行目、25行目及び28行目ないし31行目
	6	5行目、6行目及び24行目 ないし29行目
	12	13行目ないし17行目、 27行目及び28行目
	14	13行目、17行目、22 行目及び32行目

別表 2

文書	頁・行
文書 1	1 頁（表紙）の印影部分
文書 2	表紙の印影部分
文書 3	表紙の印影部分

別表 3

文書	頁・行
文書 1	6 頁（表の一部）及び 7 頁（表の一部）
文書 2	7 頁（1.（2）の表の下から 2 欄目）

別表 4

番号	文書番号	開示すべき部分
1	文書 1	1 5 頁（1 2 行目，1 5 行目（左側を除く），1 8 行目（左側），1 9 行目（左側））及び 1 9 頁（7 行目（右側））
	文書 2	7 頁（1.（1）の表の左から 2 列目の上から 2 枠目の 1 行目，同表の左から 2 列目の上から 3 枠目及び 4 枠目），1 1 頁（左側の表の左から 2 列目及び 3 列目の上から各 2 枠目及び 3 枠目），1 3 頁（2 行目，2 9 行目及び 3 0 行目並びに表の左から 2 列目），3 1 頁（1 2 行目），3 7 頁（1 4 行目）及び 4 6 頁（参考資料の 2. の表の左から 2 列目ないし 3 列目の上から各 2 枠目）の不開示部分
2	文書 1	6 頁及び 7 頁の不開示部分
	文書 2	7 頁の 1.（2）の表の下から 2 欄目の不開示部分